若松税理士事務所通信

平成 30 年３・４月号　No.65

＜ごあいさつ＞

４月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

＜平成３０年度の税制改正について＞

平成 30 年度税制改正関連法が成立致しました。

なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

① 基礎控除の引上げ
② 給与所得控除の見直し
③ 各所得控除の見直し
④ 公的年金等控除の見直し

【法人税関係】

⑤ 所得拡大促進税制の改組
⑥ 交際費等の損金算入制度の延長
⑦ 少額減価償却資産の延長

【資産税関係】

⑧ 事業承継税制の特例制度の創設
⑨ 小規模宅地等の特例の見直し

【消費課税関係】

⑩ たばこ税の見直し

※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

＜４月・５月の税金関係＞

① ２月決算の確定申告・４月決算の中間申告
② 所得税の納付…**４月２０日（金）**(注)
③ 消費税の納付…**４月２５日（水）**(注)
④ 固定資産税の第１期分の納付…４月末日
⑤ 個人住民税の通知…普通徴収：納期限は６月、８月、10 月及び１月の末日
⑥ 自動車税の納付・・・５月末日

(注)税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

＜若松家の出来事＞

現在、長男（年長）、次男（年中）、長女（１才）の３児の父親として育児に奮闘しております。

確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事・育児等すべて負担させてしまうため、本当に感謝をしております。

また、３月末日をもちまして、妻が１４年勤めた職場を退職致しました。当面は子育て中心の生活になると思いますが、長男と次男はママと一緒にいる時間が増えることにとても嬉しそうです。なお、長女は保育園を退園したため、満３歳で幼稚園に入園するまでの約１年半はママと一緒です。

最近の若松家のブームはパズルです。500 ピースの２枚目（300P は２枚終了）を進行中です。長男は 100P 以内までは一人でもできるようになり、次男は黙々と一生懸命頑張れるようになりました。この後はついに 1,000P に挑戦です。

なお、次男は３月でよくやく４歳になりました。だいぶお兄ちゃんらしくなってきました。まだまだ甘えん坊さんで手がかかりますが、元気に成長しております。これからも兄弟妹仲良く過ごしてほしいです。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々とご指導頂いただければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・ＦＡＸにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市南部町２－７－２Ｆ
（弁護士法人ラグーン本店２階）
電　話：083-234-1448
ＦＡＸ：083-234-1449
E-mail： info@wakamatsu-office.com
ＨＰ：www.wakamatsu-office.com